

平成30年度 第3回
豊田市国民健康保険運営協議会 次第

平成30年12月20日(木) 午後2時から

豊田市役所 南52会議室

- 1 会長あいさつ
- 2 議事

【協議事項】

平成31年度豊田市国民健康保険税率等の答申案について

- 3 市民部長あいさつ

※答申予定

日時：平成30年12月26日(水) 午後4時から

場所：南庁舎5階 市長室

出席：柿島会長、大高会長職務代理者

答 申 書
(案)

平成 3 0 年度

豊田市国民健康保険運営協議会

第 1 審議経過

当協議会は、平成 30 年 8 月 9 日に貴職から平成 31 年度豊田市国民健康保険税率等（以下、「保険税率」という。）について意見を求められた。

1 背景

平成 30 年度から、国民健康保険（以下、「国保」という。）の運営は、都道府県が市町村とともに担う（以下、「新制度」という。）こととなった。

平成 29 年度まで、市町村は、市町村ごとの国民健康保険事業に要する費用を賄うために保険料（税）を賦課・徴収していたが、新制度となったことで、都道府県が管内市町村から国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）を集め、都道府県全体の国保事業に要する費用を賄うこととなった。

そのため、平成 30 年度からは、納付金が市町村ごとの保険税率を決めるための重要な要素となった。

元々、国保の保険税率は他保険と比較して高い水準にある中で、さらに本市においては、新制度により、保険税で賄う費用が医療費の伸び以上に負担が増大しており、その結果、被保険者の保険税率の引上げを検討しなければならない状況にある。

2 審議内容

(1) 納付金の仮算定結果

本市に割り当てられた納付金は 109 億円余で、市町村ごとに交付される公費等の見込を差し引いた後の本市の保険税収納必要額は 98 億円余である。現行の保険税率で試算した保険税等収納見込額は 82.3 億円余であり、15.8 億円余の不足が生じる見込みである。

なお、確定額である本算定結果が公表されるのが、平成 31 年 1 月中旬以降のため、仮算定結果により、協議を行った。

(2) 不足額の対応

「保険税率」、「国民健康保険事業財政調整基金（以下、「基金」という。）の取崩」及び「一般会計からの法定外繰入」について協議した。

(3) 審議の中で確認及び協議した事項

ア 納付金のしくみ（算定方法、激変緩和措置の動向）、保険税収納必要額、保険税収納見込及び不足額について確認した。

イ 基金及び一般会計からの法定外繰入の状況について確認した。

ウ 本市における被保険者数の推移と将来予測について、年々減少していくことを確認した。

エ 本市における一人あたり保険給付費の推移と将来予測について、年々増加していくことを確認した。

オ 平成 30 年度保険税率及び改正状況等について、本市の保険税率は名古屋市、愛知県内同規模市、西三河ブロック市の中において低い水準にあることを確認した。

- カ 不足分を賄う上の留意事項について協議した。
- キ 不足対応方法として、保険税率改正案（A案（平成31年度医療費の自然増分引上げ）、B案（不足分の5分の1を引上げ）、C案（据え置き））ごとの一人当たりの保険税額、基金の取崩及び一般会計からの法定外繰入のシミュレーション、その改正案ごとのモデル世帯における保険税額シミュレーションを行い、協議した。
- ク 本算定結果提示後の考え方について協議した。
- ケ 保険税率の見直し時期について協議した。
- コ 答申におけるその他付帯意見について協議した。

第2 答申内容

1 平成31年度保険税率について

(1) 留意事項について

- ア 保険税率を改正する場合には、急激的な値上げにならないような配慮が必要である。
- イ 本市の基金は、従来、主に保険給付費の増による財源不足に備えてきたが、平成30年度から保険給付費については県から支払われるしくみに変わったことや、新たに県にも国保財政安定化基金が設置されたため、その運用状況を見極めて、本市の基金の運用方針を決める必要がある。そのため、検証段階中においては、最小限の取崩しとする。
- ウ 一般会計からの法定外繰入は、新制度が安定するまでの間は平成29年度に審議した繰入基準の範囲で実施する。
- エ 県において、平成30年度決算による新制度の検証・評価がなされ、また、納付金の将来推計が示されるまでは、新制度影響部分の保険税率の見直し判断が困難な状況にある。

(2) 平成31年度の保険税率について

- ア 医療分は、医療費の自然増分の2.4%程度の引上げを行い、税率設定においては、低所得者層の引き上げ幅が少なくなるように配慮した応能・応益の割合とすることが適当である。
- イ 後期高齢者支援金分と介護納付金分は、据置きとすることが適当である。
- ウ 保険税収納不足額は、一般会計からの法定外繰入（基準の範囲内）で賄い、その残りの額は基金の取崩により賄うことが適当である。

(3) (2)とした理由について

- ア 一人あたり医療費は年々増加している一方で、保険税収入は横ばいの状況である。医療費の自然増分の値上げについては市町村単位で運営していたとしても保険税率の値上げの要因となるものである。
- イ 新制度初年度である平成30年度の決算により、新制度のメリット及び納付金の算定方法が実証されるまでは、新制度を契機にした、保険税負担の上昇は、被保険者の理解が得られにくい。
- ウ 愛知県では、将来、保険税水準の県内統一を目指していることや、納付金

の激変緩和措置が5年後になくなることから、少しでも県内市町村の平均的な保険税水準に合わせていかなければどこかで保険税率の急激的な引上げを招くことにつながる。

工 後期高齢者支援金分と介護納付金分は、県内市町村における平均的な保険税水準である。

2 本算定結果提示後の考え方

(1) 仮算定から本算定結果が増額した場合

ア 増額が基金残高の範囲内の場合は基金取崩の増額で対応する。

イ 増額が基金残高を超える場合は、再協議を実施する。

(2) 仮算定から本算定結果が減額した場合

基金の取崩額及び一般会計からの法定外繰入を減額する。

3 保険税率の見直し時期について

県から納付金の将来推計が示されておらず、見込の予測ができないため、当面の間、毎年見直しすることが適当である。

第3 その他付帯意見

次の3点をその他付帯意見として申し添える。

1 納付金の財源確保を保険税率改正と一般会計からの法定外繰入の手法だけに頼るのではなく、保険税の滞納削減に向けた取組並びに生活習慣病予防の取組及びレセプト点検などの医療費適正化など保険者としてより一層の経営努力が必要である。

2 一般会計からの法定外繰入については、国民皆保険の最後の砦としてのセーフティネットの観点からは必要なものの、繰入のうち福祉医療波及分と保険税減免分以外の決算補てん的な繰入については、当該年度の決算状況の見込により、削減・解消に向けて努力する必要がある。

また、新制度の安定が見込まれた場合は、繰入基準の見直しをする必要がある。

3 愛知県に対して、平成30年度決算において、新制度のメリット、医療費の自然増、所得、被保険者数、医療費水準による按分方法等などの検証を要望し、必要に応じて納付金の算定方法・激変緩和措置の継続を含めた公費の拡充及び納付金精算の制度設計を実施するよう、国に対しても働きかけを求める必要がある。